令和７年度「捕獲の担い手確保育成総合計画策定」業務仕様書

第１　業 務 名

令和７年度「捕獲の担い手確保育成総合計画策定」業務

第２　履行期限

契約締結の日から令和８年３月31日まで

第３　目　的

　　県内では、ニホンジカやイノシシによる農林業被害及び、ツキノワグマの出没被害等をはじめとした野生鳥獣による被害が依然として多い状況にある。野生鳥獣による被害の拡大を抑えるためには、有害鳥獣捕獲や狩猟による継続的な捕獲は不可欠である。

一方、本県では、都市部を中心に新規狩猟免許所持者数は増加傾向であるものの、農村部における捕獲の担い手の減少や高齢化傾向が続いており、狩猟免許更新者数や有害鳥獣捕獲の従事者数の増加は十分でない。地域に貢献できる捕獲者を継続的に確保していくためには、狩猟者人口を増やすだけでなく、実際に有害鳥獣捕獲に従事できる捕獲者の育成や技術の向上はきわめて重要である。

本県では、狩猟者育成のプラットフォームとして、令和６年６月１日に兵庫県立総合射撃場がオープンし、兵庫県立総合射撃場を核とした総合的な捕獲の担い手育成を目指している。

本業務においては、総合的な捕獲の担い手育成にあたり、現状の把握と課題の整理をしたうえで、捕獲の担い手確保育成総合計画を策定することを目的とする。

第４　業務内容

　１　捕獲の担い手に係る現状の把握

県内の狩猟免許所持者数や有害捕獲従事者数等の捕獲者数に関わる現状及び、県下の市町における有害鳥獣捕獲の実施状況等について、以下２つの方法にて情報の収集及び整理を行う。

　（1）関係組織へのアンケート調査

　　　県下の市町の鳥獣担当者等の捕獲に関わる事業者に対しアンケート調査を実施する。受託者は、県（自然鳥獣共生課）（以下、「県」という）と協議したうえでアンケートを作成し、返送されたアンケートの整理を行う。

　（2）既存データの整理

　　　委託者が保有する既存データの提供を受けて、年度や市町、鳥獣種等の区分別にデータの整理を行う。

　２　捕獲の担い手に係る課題の整理

１で整理した情報をもとに、捕獲の担い手の確保育成に係る課題の整理を行う。

　３　検討会の実施

　　　「捕獲の担い手確保育成総合計画」案の作成にあたり検討会を２回実施する。１回目では関係組織から得たアンケートの集計や既存データの整理結果を踏まえ、今後の分析方針の検討を行う。２回目ではアンケートや既存データの分析結果の報告及び、「捕獲の担い手確保育成総合計画」案に対する協議を行う。

検討会の委員は、学識経験者、市町、狩猟関係団体、農林業関係団体等から４名程度及び事務局により構成することとし、検討会の事務局は県が担当し、検討会の運営及び開催に係る日程調整、謝金支払い等を行う。

　４　「捕獲の担い手確保育成総合計画」案の作成

　　　１～３の結果を踏まえて、「捕獲の担い手育成総合計画」案を作成する。計画案には、育成プログラムの方針、捕獲の担い手育成に係る目標設定について記載すること。

第５　打合せ協議

　　打合せ協議は、業務開始時、各検討会開催前、成果品提出前の計４回実施すること。なお、当該業務に係る協議や打合せ等については、内容を取りまとめた打合せ簿により提出すること。

第６　成果品

　　委託業務で作成した資料及び、アンケート調査及び既存データの整理分析結果、検討会の議論内容の取りまとめを行い、電子データ及びチューブファイル等に製本したものを１部提出すること。

第７　その他

　　本仕様書に定めのない事項については、県と受注者が協議して決定する。